

### 3. まとめ

ここでは、マルチメディアベンダーおよびマルチメディアユーザに対するインバiew調査の結果からマルチメディア教育の特徴的な傾向を総括する。

#### (1)カリキュラムについて

マルチメディア技術は変化が激しいために、常にマルチメディア技術動向に適合したカリキュラム作成が必要となっている。また、マルチメディア技術を理解する上での基礎的知識は、デジタル情報に対する知識であり業界・業種によらず普遍的なものである。そのために、業界・業務に関わらず教授することが可能であるが、マルチメディアシステムの有益性を意識付けするためには、その際に業務との関連性を意識させた教育をする必要がある。

この点から、マルチメディア技術関連のカリキュラムは、基礎的な部分については共通の内容で作成できる部分がある反面、個々の職種・職務のカリキュラムへの組み込み方では、既存のカリキュラムに、マルチメディア技術部分のカリキュラムが単に付加されるという形ではなく、その職種・職務での使用方法や役割を十分考慮された形で、既存のカリキュラムと一体的な形でカリキュラム化されることが求められる。

#### (2)教育用施設・設備・機器について

教育用施設・設備・機器は通常の教育訓練と同様に、現場環境に即した形の環境を提供することが重要となっている。ただし、マルチメディアの場合、マルチメディアハードウェア・ソフトウェアともに技術進展の速度が非常に速いために、準備している設備等が短い期間で陳腐化してしまうため、常に最新の設備に更新することが必要となっている。

#### (3)インストラクターについて

マルチメディア技術は、業務に対してどのように活用するか認識することが重要であり、業務への応用場面を想定しながら教育されることが重要である。そのためインストラクターは、マルチメディア技術のエキスパートという面もさることながら、豊富な業務知識の所有という面も重要になる。従って、例えるなら、マルチメディア技術の非常に優れた専門家というよりは、むしろマルチメディア技術に明るい業務の専門家というような人の方がインストラクターになることが望まれている。

#### (4)指導技法について

マルチメディアベンダーでは、マルチメディアによる商品の供給方法が定型化していくないため、問題解決の考え方を学ばせる必要がある。したがって、指導技法も技術伝承的な方法ではなく、問題解決プロセスを提示する方法が求められている。また、マルチメディアユーザではマルチメディア技術が自らの業務にどれだけ有益なのか、その有益性を理解させるような指導技法が必要である。

## (5)訓練用教材について

訓練用教材は、これまでの訓練用教材と同様に多種多様な人材にも適用できるようなわかりやすい教材が必要である。特に、マルチメディア技術に関しては、マルチメディアハードウェア・ソフトウェア共に、慣れない人にとっては理解が難しい専門用語（それも横文字が多い）や操作方法が多く存在するため、わかりやすさへの配慮がより一層重要となる。また、ハードウェアやソフトウェアに関するいわゆる「マニュアル」ではなく、業務への応用場面が意識された教材として作成されることが重要である。